

「山王中学校生徒指導通信」～「志」が宿り、「いかに生きるか」を考えるために～

『命の山王』

No. 8 [2018年 5月30日(水)]

「いじめゼロ」を目指して

先々週から連続で「いじめ撲滅」のための資料を裏面に掲載させていただきました。今回もぜひお読みください。このことから、私が考える「いじめとは何か」について少し書かせていただきたいと思います。

「いじめ」という言葉が取り上げられるようになったのは、今からおおよそ30年ぐらい前のことだと思います。しかし、それ以前にも似たようなことはあったはずですが、ただし、「いじめ」というひとくくりではなく、「無視」「いやがらせ」「いじわる」「人間関係のトラブル」「仲間はずれ」などと言われていたと思います。いつのころからかそれらはすべて「いじめ」とひとまとめにして呼ばれるようになりました。この「いじめ」という言葉が回るようになってから「いじめ」はさらにひどくなったように思います。

人というものは、誰もが素晴らしい人格と共に美しい心をもっていると思います。しかし同時に、冷たく暗く、そしてみにくい心の部分も持ち合わせています。多くの人はその2つが共存していると思います。私自身も冷たく、暗い考えをもってしまう時があります。そうしたよい部分、美しい部分が多く出ている人を「よい人」、逆に冷たく、暗い部分が出ている人を「悪い人」と分けられてしまう場合が多いのですが、両方の部分があるのが普通だと思います。

人はなぜ「いじめ」をしてしまうのでしょうか。いくつかの理由が考えられます。その1つに「自分と他人との違いを認めない」というものがあります。本来、人はそれぞれすべて違うものです。同じ家に育った兄弟でもそれぞれの個性や考え方は違ってきます。まして他の家で育った人間が違うのは当たり前のはずなのに、自分と少しでも違う点があると「違う」→「変だ」→「相手を認めない」という図式になってしまう場合があります。これが「いじめ」の原因となるわけです。つまり周りの人を認める優しさが必要だということです。

また、周りの集団がいかに健(すこ)やかか、ということも大切なことです。クラスでも部活でも、集団の中で人は育ちます。その集団がよければよいほど、人は健やかに育つと思うのです。誰にとっても集団の中で認められ、理解されることは実に重要なことなのです。しかし、その集団に理解してもらうための、自分自身の努力も同時に必要です。各自がその集団をよくするために努力したりすることで、初めて周りから認められます。具体的には、挨拶を頑張ったり、係の仕事を頑張ったり、あるいはクラスの雰囲気をよくするために努力したりすることが必要だと思います。

このぐらいの文章で「いじめ」について語るには、あまりにも無理があります。いずれまた考えをまとめて、別の機会に書かせてもらいたいと思います。「いじめ」がゼロになるために、これからも努力していきたいと思います。

〔生徒指導主事：木内記〕

「衣替え」について

昨日より衣替え移行期間となりました。完全実施は来週からにしたいと思っています。「衣替え」についての確認をさせていただきます。

- ・今週中が移行期間、完全実施は来週から
- ・夏服装用期間中はベストを着用しない
- ・7～8月および夏日(25度以上)等の暑さが予想される日は、半袖のポロシャツを着用すること
- ・気温が低いときは、登下校時のみ上着の着用を認める

以上です。よろしくお願いします。

避難訓練を行いました!

昨日、今年度2回目の避難訓練が行われました。前回は避難経路の確認をメインにしましたが、今回は火災を想定として、消火訓練や煙中体験(煙を充満させたテント内を実際に歩いてみました)も行いました。

全校生徒は素早く避難していましたが、まだ努力できる点があると思いました。さらにレベルを上げていきたいと思っています。

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

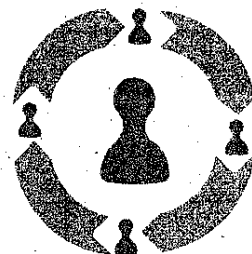
平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、「計画的」「組織的」に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら学校に連絡するなどの対応をお願いします

「重大事態」には調査組織を設置します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。